

申告書・申請書等の郵送先について

郵送により申告書・申請書等を提出する場合は、以下の郵送先へお願いいたします。

(注) 1 「〇〇税務署」には、所轄税務署名を記載します。

2 書面の申告書や申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。

1 金沢・七尾・小松・輪島・松任税務署を提出先とする申告書等

郵送先	〒920-8526 金沢国税局業務センター（〇〇税務署）
-----	---------------------------------

※申告書・申請書等を送付する際の送付先住所の記載は不要です。

2 富山・高岡・魚津・砺波税務署を提出先とする申告書等

郵 送 す る 書 類		郵送先
申告書等（主なもの）	申請書等（主なもの）	
・ 所得税及び復興特別所得税 ・ 消費税及び地方消費税（個人事業者の方） ・ 贈与税	・ 個人事業の開業・廃業等届出書 ・ 所得税の青色申告承認申請書 ・ 消費税課税事業者届出書（個人事業者の方）	〒930-8606 金沢国税局業務センター 富山事務室（〇〇税務署）
・ 法人税及び地方法人税 ・ 消費税及び地方消費税（法人用） ・ 相続税 ・ 所得税徴収高計算書（※納付税額のないもの）	・ 法人設立届出書 ・ 青色申告の承認申請書（法人の方） ・ 異動届出書 ・ 消費税課税事業者届出書（法人の方） ・ 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書 ・ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 ・ 法定調書合計表	〒920-8526 金沢国税局業務センター （〇〇税務署）

※ 申告書・申請書等を送付する際の送付先住所の記載は不要です。

3 福井・大野税務署を提出先とする申告書等

郵送先	〒910-8529 金沢国税局業務センター福井分室（〇〇税務署）
-----	-------------------------------------

※申告書・申請書等を送付する際の送付先住所の記載は不要です。